

# 令和8年度企業向け日本語教育モデル事業業務委託 仕様書

## 1 業務の目的

県内企業における日本語教育を支援するため、製造業等の作業現場で使用する専門用語や、方言の習得に対応した教材を作成し、業務時間との両立が図れるよう、一般的な日本語 e-ラーニング教材を併せて活用する日本語教育プログラムの開発・実証を行う。

## 2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 業務概要

本業務受託者（以下「受託者」という。）は、以下の業務を実施することとする。

- (1) 県内企業から本事業への参画を募り、日本語学習のための e-ラーニング教材を提供し、企業で選任する本事業の担当者に対して、学習状況の進捗管理ノウハウ等を提供する。
- (2) 企業からのフィードバックを基に、企業の担当者向け管理手引き等及び職場定着・活躍に向けた日本語学習のための動画教材を作成し、参加企業に対して試行的に提供するとともに、効果について実証する。
- (3) (2)における作成物と、一般的な日本語 e-ラーニング教材を併せて活用するための教育カリキュラムを開発し、県内企業における効果的な日本語教育プログラムとして提案する。

## 4 委託業務の内容

### (1) 日本語 e-ラーニング教材提供業務

#### ア 概要

県内企業からモデル事業への参加企業を募り、当該企業の従業員に対して日本語学習にかかる e-ラーニング教材等を提供すること。また、教材の内容や学習の方法、その他日本語教育に関する課題等について企業からフィードバックを受けること。

併せて、企業が従業員の育成の一環として教材を効果的に活用するための学習管理ノウハウを提供し、参加企業における外国人従業員への日本語教育を支援すること。

#### イ 業務における定義

##### ① モデル事業の参加企業

製造業、卸売・小売業等、県と別途協議の上定める業種であって、次の全ての内容を満たす企業（以下「参加企業」という）を対象とする。

- ・ 三重県内に主たる事業所又は事務所を有する企業であること。
- ・ 当該企業の従業員に対する日本語教育を希望し、従業員への日本語教育を監督する者（以下「担当者」という）を1名以上選任できること。
- ・ 事業期間中に実施する効果測定や、課題分析のために実施するアンケート、ヒアリング等に協力できること。

##### ② 学習者

学習者は、参加企業に在籍し、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・ 在留資格「技能実習」を有する者のうち、在留資格「特定技能」への変更申請によって、現在の就労先で継続して勤務することを希望する者
- ・ 在留資格「特定技能」を有する者のうち、特定技能2号評価試験への合格を目指しており、現在の就労先で継続して勤務することを希望する者
- ・ 参加企業に在籍する在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する者

## ウ 参加企業の募集

広報チラシの配布等により、県内企業に対して広報活動を行い、参加企業を募集すること。なお、県では受託者と協議の上、必要に応じて県ホームページ等を活用した広報を行うこととする。

企業の募集にあたっては、以下の内容を含むWEB応募フォーム等を受託者において作成すること。

- ・ 企業名、業種、従業員数、所在地
- ・ 担当者の所属部署及び氏名、連絡先
- ・ 日本語学習を希望する者の人数、在留資格、国籍、雇用形態、日本での就労年数
- ・ 外国人従業員への日本語教育にかかる課題
- ・ 外国人を雇用した後に企業で実施している日本語教育の取組

## エ 参加企業の選定

参加企業の選定にあたり、募集結果を表に取りまとめて整理し、県に報告すること。なお、参加企業は、応募した企業のうちから県が選定する。

## オ 日本語 e-ラーニング教材

日本語 e-ラーニング教材の内容や提供体制等は、別紙「日本語 e-ラーニング教材の要件」の内容を全て満たすものであること。提供にあたっては、以下の業務を行うこと。なお、e-ラーニング教材を利用する環境（端末、インターネット環境等）は、参加企業又は学習者において確保することとし、受託者が端末等を提供する必要はない。

- ・ 全ての学習者に個別にアカウントを発行すること。
- ・ 参加企業の担当者が当該企業に在籍する学習者の進捗状況を確認し、県が事業の状況を確認できるよう、それぞれ管理用のアカウントを発行すること。
- ・ アカウント発行の際は、企業の担当者及び学習者に対し、システムの利用方法等について説明資料や動画等を提供すること。
- ・ 教材の提供開始時と終了時の少なくとも2回、日本語能力を測定するための試験を実施し、個々の学習者の総合的な日本語能力の程度を測定すること。内容や方法については、協議の上定める。
- ・ 本事業において作成する動画教材を、参加企業のみに対して、e-ラーニング教材のシステムを通じて試行的に提供できること。

## カ 参加企業の日本語教育体制の整備に係る支援

参加企業に対し、担当者が学習者の教育を管理し、教材の修了率を高めるための指導要領や管理ノウハウ等を提供すること。提供する資料は、少なくとも以下の内容を含むこと。

- ・ 日本語学習をより効果的に行うための学習コンテンツの活用方法
- ・ 学習者の進捗状況を管理し、修了率を高めるための指導ノウハウ

## キ 各月の進捗状況の把握

毎月県と協議の上定める期日までに、以下の内容を県に報告すること。なお、具体的な報告の内容や方法については、協議の上定める。

- ・ 前月の学習状況（各学習者の進捗状況や学習時間）の概要

## ク 参加企業へのヒアリングの実施

モデル事業の実施中に少なくとも3回以上、全ての参加企業に対し、少なくとも以下の内容をヒアリングすること。なお、ヒアリングにあたっては、参加企業の意向をふまえ、オンライン会議システムを用いても差し支えない。その他、具体的な内容、時期等については、協議の上定める。

- ・ 学習の効果、抱える課題、その他感想
- ・ 参加企業における日本語教育において、従前から習得が課題となっている作業現場での用語や方言等の語彙、表現
- ・ 参加企業において、日本語能力に起因する職場でのコミュニケーションにおける齟齬やトラブルの事例、その他文化的背景等に起因して齟齬やトラブルが生じた事例

## ケ 業務結果報告書の作成

日本語 e-ラーニング教材提供業務の結果から課題分析を行うことで、県内企業において、e-ラーニングを活用して効果的に日本語教育を進めるための方法や取組について分析・検討し、少なくとも以下の内容を報告書に取りまとめること。

- ・ 学習者の日本語教育の成果（到達した日本語能力レベル及びその要因、課題）
- ・ 企業における日本語教育の成果（参加企業の抱える日本語教育の課題の状況）
- ・ 県内企業での e-ラーニングを活用した日本語教育について、より効果的なものとするための方法や取組にかかる検討
- ・ 県内企業での e-ラーニングを活用した日本語教育に関する考察（企業での日本語教育にかかる阻害要因、効果的な進捗管理の方法）

## (2) 日本語教育プログラムの開発等業務

県内企業における日本語教育に係る課題の解決につながるよう、企業において外国人従業員に対し円滑かつ効果的に日本語教育を実施するためのプログラムを開発し、報告書としてとりまとめ、県に提案すること。少なくともアからエに定める内容を含むこととする。

- ① プログラムは、アからエに定める作成物に加えて、到達目標として日本語能力試験（JLPT）N4程度を想定する一般的な日本語 e-ラーニング教材を組み合わせ、企業が主体的に従業員の日本語学習の状況を管理し、教材を効果的に活用することができる教育カリキュラムとして考案すること。
- ② プログラムに使用する言語は、アに定める資料及び日本語 e-ラーニング教材の内容を除いて、原則日本語を用いること。なお、構成にあたっては、「やさしい日本語」の使用に努めるとともに、想定される学習者の日本語能力に十分留意した平易な日本語を使用すること。
- ③ プログラムの対象は、日本での就労を始めた日からおおよそ2年以内の者であって、日本語能力試験（JLPT）N5程度を有する者を想定すること。
- ④ 企業が主体的に従業員の日本語教育を管理するための方法、ノウハウ等を含むこと。また、その活用によってN4レベルの日本語能力及び職場への定着・活躍に向けた日本語能力の習得に資するよう構成すること。
- ⑤ イからエに定める各教材の作成にあたっては、それぞれ2時間程度の動画教材を作成することとし、語彙の選定、カリキュラムや例文、演習問題を掲載したワークシートの作成等の 必要な業務を行うこと。

## ア 県内企業の担当者への日本語教育支援に資する手引き等の作成

県内企業において、担当者がプログラムを用いて外国人従業員に対し円滑かつ効果的に日本語教育を実施できるよう、日本語教育プログラムの利用方法を示した手引きやハンドブック等を作成すること。

企業の担当者が効果的に日本語教育を管理し、e-ラーニング教材の修了率を高めるため、少なくとも学習の進め方を示した指導要領や、伴走の方法、学習状況管理のノウハウ等を含めること。

## イ 三重県の方言に係る教材の作成

就労場面での必要性の高い三重県内の方言を選定し、動画教材を作成すること。

## ウ 労働安全衛生に係る教材の作成

県と協議の上選定する県内の主要産業について、作業現場等での労働災害防止につなげるため、企業の実施する安全衛生教育の理解に資する動画教材を作成すること。少なくとも労働災害（転倒や転落、はさまれ・巻き込まれ等）や、安全衛生教育（危険予知訓練や4S、安全標識等）の内容を理解するための表現等を含むこと。

## エ 県内の主要産業の専門用語に係る教材の作成

県と協議の上選定する県内の主要産業について、当該産業での外国人の円滑な職場定着につながるよう、作業現場で使用する専門用語の学習や、表現等の学習を行うための動画教材を作成すること。

## オ 日本語 e-ラーニング教材提供業務を通じた効果の分析

開発する日本語教育プログラムについて、日本語 e-ラーニング教材提供業務を通じ、参加企業に対して試行的に提供し、フィードバックを受けることで、その内容や効果について分析すること。なお、具体的な提供内容や提供の期間等については、協議の上定める。

## カ 有識者へのヒアリングの実施

日本語教育プログラムの開発方針や、アからエに定める作成物について、外国人に対する日本語教育の有識者（当該分野を研究する大学教授、講師等の研究者、認定日本語教育機関の教員等）に対して、ヒアリングを行い、プログラムに対するフィードバックを受けること。なお、具体的な有識者の選定やヒアリングの時期、方法、回数等については、協議の上定める。

## キ 日本語教育プログラム提案書の作成

開発した日本語教育プログラムについて、少なくとも以下の内容を提案書にとりまとめて県に報告すること。

- ・ プログラムの概要
- ・ 作成した教材の解説（作成の意図、モデル事業における実証結果、想定される学習の効果）
- ・ 県内企業での導入の方法、導入による効果が高いと想定される企業層にかかる検討
- ・ プログラムの今後の発展に向けた考察

## 5 成果目標及び成果物

各業務における目標は、以下の通りとし、次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、成果物の納品にあたっては、内容について県と事前に協議を行うこと。

### (1) 日本語 e-ラーニング教材提供業務

#### ア 目標：・参加企業数10社以上

- ・学習者50名以上
- ・事業終了時点において学習者数に占めるカリキュラムの修了者（想定される学習到達目標に達した者）の割合70%以上

#### イ 成果物

- ① 業務結果報告書 2部
- ② 当該業務の遂行課程で取得し、または作成した資料 一式
- ③ ①及び②にかかる電子データ（Word、Excel、PDFを想定） 一式

### (2) 日本語教育プログラムの開発

#### ・ 成果物

- ① 日本語教育プログラム提案書 2部
- ② 当該業務の遂行課程で取得し、または作成した資料 一式
- ③ ①及び②にかかる電子データ（Word、Excel、PDF、mp4等を想定） 一式

※ 構築する日本語教育プログラムのうち、事業者において保有する e-ラーニング教材等の掲載内容については成果物として県に引き渡す必要はない。

## 6 業務スケジュール

本業務のスケジュール案を以下のとおり示す。なお、業務の実施にあたっては、別途県と協議の上でスケジュールを策定すること。

①日本語 e-ラーニング教材提供業務		②日本語教育プログラムの開発等業務
4月	契 約	
5月	・企業募集方法検討、募集開始	・プログラム全体の方向性検討
6月	・企業募集終了 ・e-ラーニング教材、企業支援資料の提供 (3月まで)	・企業の担当者向け資料(手引き等)の検討
7月	・前月の学習状況報告 ・企業支援の課題分析 ・企業ヒアリング等の実施	・課題分析、企業ヒアリングを踏まえて プログラムの検討 ・教材、手引き等の原案作成開始
8月		
9月	・一部教材、手引き等の原案を試行的に提供	・一部教材、手引き等の原案を作成
10月	・企業ヒアリング等の実施	・ヒアリング等を踏まえて教材、 手引き等を改善
11月	・改善後の教材、手引き等、ほか教材の原案 を試行的に提供	・一部教材の原案作成
12月		
1月		・一部教材の原案作成
2月	・一部教材の原案を試行的に提供 ・企業ヒアリング等の実施	・ヒアリング等を踏まえて教材、 手引き等を改善
3月	・教材提供終了	
業務完了報告		

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

## 8 委託費用の範囲

学習者数が前記5の成果目標に満たない場合は、協議により必要となる経費の実費相当分を委託費から減額する場合がある。

## 9 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 10 業務の進め方

### (1) 実施計画書の作成

- ① 受託者は、県と協議のうえ、実施計画書を作成するものとする。
- ② 受託者は、実施計画について変更が生じたときは、適宜県と協議を行い、事前の承認を得るものとする。

### (2) 業務の運営・管理

- ① 受託者は、「(1) 実施計画書の作成」で定めた実施計画に基づき、各業務の実施に向けた運営・管理にかかる総合調整を行うものとする。
- ② 受託者は、業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任のうえ業務の進捗を管理し、定期的に取り組状況等を県の求めに応じて報告するものとする。

### (3) 委託業務実績報告書の作成と提出期限

受託者は、業務完了後、下記の①、②に留意し、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

① 提出期限は、履行期限までとする。

② 業務実績報告書の内容、部数、提出方法等

内容は次のとおりとし、電子データ（CD-R 等）1部と紙（A4 両面）1部を提出するものとする。

（ア）業務概要説明書（業務目的、体制、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載）

（イ）業務実施報告書（各業務の実施結果等をまとめた報告書：写真含む）

（ウ）県と受託者が参加した打合せの記録

（エ）アンケート結果

（オ）業務の実施にあたり作成した資料

（カ）その他、県が指示するもの

③ 納入場所

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

## 1.1 受託上の留意点

(1) 県は、必要に応じ、受託者を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。

(3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

(4) この契約にかかる会計関係書類は、委託業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

(5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(6) 受託者は、その他関係法令を遵守すること。

## 1.2 その他特記事項

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (8) 企画提案コンペにかかる選定の効果は、令和8年度当初予算発効時において生じるものとする。

### 1.3 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

TEL：059-224-2461

FAX：059-224-3024

E-mail：[syurou@pref.mie.lg.jp](mailto:syurou@pref.mie.lg.jp)

担当：川東（かわひがし）、三枝（みえだ）

## 4 委託業務の内容/ (1)日本語 e-ラーニング教材提供業務/ オ 日本語 e-ラーニング教材 関係

## 日本語 e-ラーニング教材の要件

## 【学習内容にかかること】

- (ア) 少なくとも日本語能力試験 (JLPT) N 4 程度の学習が可能であって、就労場面で必要となる日本語として、職場でのコミュニケーションやビジネスマナー等に係る内容を含むこと。
- (イ) 單元ごとの確認テスト等の実施により、個々の学習者の習熟度測定が可能であること。
- (ウ) 個々の学習者および企業の担当者が学習の進捗状況を容易に確認できること。また、県の担当者が個々の学習者の進捗状況、学習者全体の進捗状況を容易に確認できること。
- (エ) 個々の学習者の学習状況や学習課題等を取りまとめ、システムを通じ又は個別に案内することによって、学習状況や学習課題等を学習者及び企業の担当者に対してフィードバックすること。
- (オ) 履行期間中、日本語能力の向上に資する新たな学習コンテンツの拡充に努めること。

## 【対応言語】

- (カ) 教材やシステムのインターフェースは、少なくとも日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語での表示に対応し、これらを母語とする学習者を対象としたものであること。

## 【保守体制】

- (キ) システム障害等の発生に対し、県に対して速やかに報告し、障害に対応できる体制が確保されていること。障害発生時には、受託者の負担・責任において速やかに復旧にあたること。
- (ク) 保守作業等により、計画的にシステムを停止することが予定されている場合は、学習者、企業の担当者、県に対して事前に案内を行うこと。
- (ケ) あらかじめ定めた対応時間、方法によって、学習者及び企業からの利用方法等にかかる問い合わせに対応すること。

## 【動作環境】

- (コ) 学習者の自宅や職場等の一般的に利用できるインターネット回線により学習コンテンツを利用できること。また、利用の際、複数の者が同時にアクセスしても安定して稼働できること。
- (サ) パソコン、スマートフォン等の情報通信端末で利用可能であって、少なくとも以下の環境で動作すること。なお、ブラウザでの動作に対応していない場合は、無償で取得できるアプリケーションによって動作すること。

	パソコン	スマートフォン等
OS	Windows11 以上	iOS、iPadOS Android
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome	Safari Google Chrome